

経税部
だより

消費税「インボイス制度」10月から登録申請開始 —医療機関への影響は?—

税理士 中谷 光之

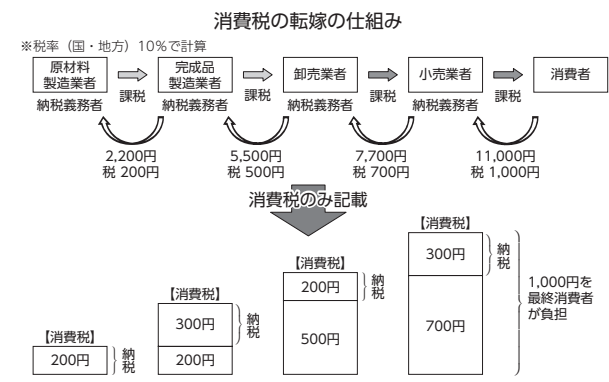
2023(令和5)年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)が導入されます。

今回、このインボイス制度が、消費税の納税義務者でない診療所(消費税が非課税である社会保険診療報酬が大半で、自由診療収入等が1000万円以下の診療所)にとつてどのような影響があるのかを考察していきたいと思つています。まず消費税の基本的な仕組みの概要と医療機関における消費税の取り扱いの現状を記載します。

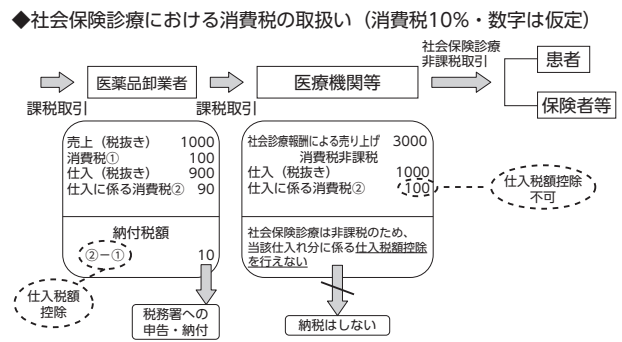
【1】消費税の概要と医療機関における消費税取り扱ひの現状

1. 消費税の基本的な仕組み(図A)

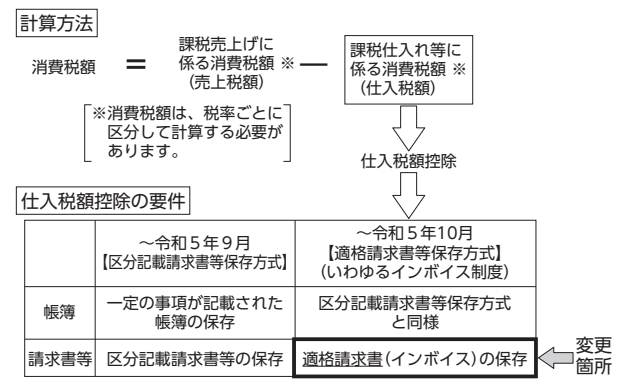
図A 取引相手が全て消費税の納税義務者の場合



図B 取引相手に免税医療機関(自由診療収入等課税売上1,000万円以下)がある場合



図C 仕入税額控除の計算方法と要件



れた書類やデータをいいます(図D)。インボイス制度は、売手側と買手側とつて、次の特徴があります。

売手である事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められるときはインボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。

一方、医療機関は診療報酬に転嫁することによって税負担が増加する構造となっております。

【2】インボイス制度と医療機関の影響

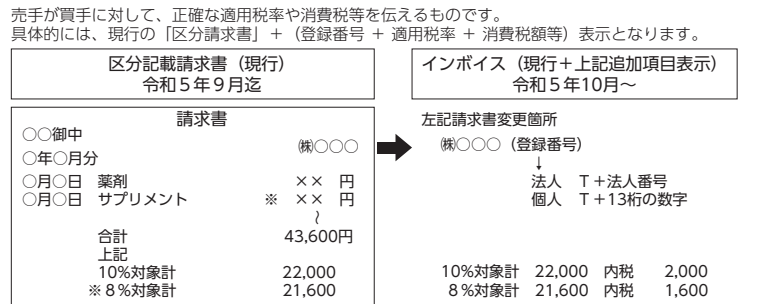
1. インボイス制度の概要(図C・D)

インボイス制度は、上げられた制度です。図Cの計算式及び図Bの仕入税額控除をより明確に行うために設けられた制度です。

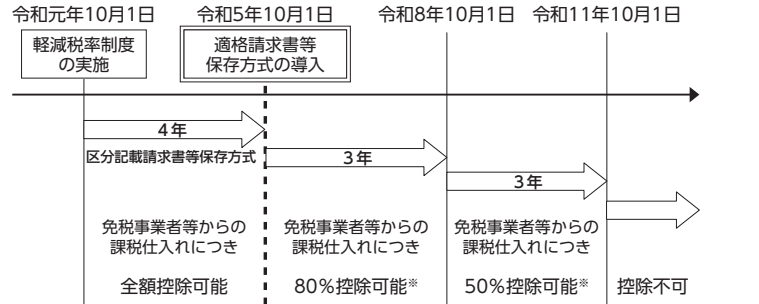
インボイス制度の正式名称は「適格請求書保存方式」です。適格請求書(インボイス)とは、売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書(請求書発行者の氏名・取引年月日・取引内容等が記載されたもの)」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加

「買手側」買手は消費税の税額計算に必要な仕入税額控除の適用を受けるために、登録申請を提出し、登録を受ける必要があります。

図D インボイスってナニ?



図E 免税事業者との取引における仕入税額控除適用の経過措置



※ この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨(80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨)を記載した帳簿の保存が必要です。

また適格請求書発行事業者は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても免税事業者とならず、消費税の申告義務が生じます。ご注意ください。

「売手側」企業が(買手側)への集団的健康診断・予防接種等の自費診療をする場合において、医療機関がインボイスを交付できないため、企業は健康診断・予防接種等に係る消費税について仕入税額控除の適用を受けることができません。

したがって今後、企業はインボイスを交付することができる消費税の課税事業者となつて、医療機関に対して健康診断・予防接種等を委託することが想定されます。

「メリット」医療機関が買手側の場合、売手側にインボイスの交付を依頼しなければならぬ可能性がなくなります。また、MS法人との取引がある医療機関においても、MS法人へインボイスの交付を求める必要が出てくる可能性があります。

「メリット」今後も消費税を納税することがない。医療機関(「メリット」)が企業(買手側)への集団的健康診断・予防接種等の自費診療をする場合において、医療機関がインボイスを交付できないため、企業は健康診断・予防接種等に係る消費税について仕入税額控除の適用を受けることができません。

したがって今後、企業はインボイスを交付することができる消費税の課税事業者となつて、医療機関に対して健康診断・予防接種等を委託することが想定されます。

「メリット」医療機関が買手側の場合、売手側にインボイスの交付を依頼しなければならぬ可能性がなくなります。また、MS法人との取引がある医療機関においても、MS法人へインボイスの交付を求める必要が出てくる可能性があります。

(終わり)